

【別紙様式 3-2 提出意見とそれに対する栃木県の考え方】

「栃木県社会貢献活動の促進に関する施策の基本方針（素案）」に対する意見募集を行った結果、1名の方から計4件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

項 目	意 見 の 内 容	意見に対する考え方
中間支援組織に期待される役割について	P25にて中間支援組織について言及されていますが、その役割の重要性を鑑み、「将来像の実現にあたって各主体に期待される役割」の主体の中に中間支援組織を加え、具体的な役割について言及してはいかがでしょうか。	御意見に基づき、中間支援組織に期待される役割を記載いたしました。 中間支援組織は社会貢献活動の発展に重要な役割を果たしていると考えており、今後とも、機能強化に努めて参ります。
災害ボランティア活動について	社会貢献活動の具体的な参加の場として、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会など全国的なイベントだけでなく、災害ボランティアについても言及してはいかがでしょうか。P36での言及は、県民の活動の参加というよりもそれらを支える仕組みに関することであると理解しました。	御意見に基づき、施策1に災害ボランティアについて記載いたしました。 災害ボランティア活動の参加促進は重要な課題と認識しており、P36記載のとおり、関係機関と連携し、県民の参加を促進して参ります。
協働を推進する人材の育成について	「地域において社会貢献活動団体と多様な主体間をつなぎ、協働の取組をコーディネートする人材を養成します」という記載について、どのような立場の人材か、やや不明瞭に感じました。NPO役職員やボランティアを想定しているのでしょうか。	地域において協働の取組をコーディネートする人材については、NPO役職員やボランティアに限らず、県民、地域団体、企業、行政等、地域を構成する個人・団体から幅広く養成に努めたいと考えております。
災害ボランティア活動支援体制について	表28災害ボランティア活動支援体制イメージについて、栃木県災害ボランティア活動支援方針のイメージ図と異なりますが、改訂されたのでしょうか。	表28は、同方針のイメージ図を参考に見やすく加工したものであり、改定等は行っておりません。